

臨時特別給付金

～低所得の子育て世帯への加算(こども加算)～のご案内

交野市では、低所得世帯支援のために、国の交付金を活用して以下のとおり給付金を給付します。内容をよく確認していただき、期限までに手続きをしてください。

給付対象

令和5年12月1日（基準日）時点で交野市に住民票がある世帯で、令和5年度の住民税が

- ★「均等割のみ課税されている方のみの世帯」
- ★「均等割のみ課税されている方と非課税者のみの世帯」

※住民税課税者の扶養親族のみからなる世帯は除く。
 交野市独自施策3万円給付金の際は対象世帯としておりましたが、国の方針により今回は対象外となります。
 ※租税条約に基づく課税免除の適用を受けていないこと。
 ※右記こども加算の対象となるのは、上記世帯員のうち平成17年4月2日以降生まれの児童となります。

支給額

1世帯あたり
10万円
 +
 児童1人あたり
5万円
 (こども加算分)

支給手続き等

世帯全員の令和5年度住民税課税の確認状況によって、届く書類等が異なります。

	支給のお知らせが届く世帯	確認書が届く世帯	申請書が届く世帯
対象	「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金（世帯3万円+児童5万円）」を口座振込で受給し、令和5年6月2日以降12月1日までに世帯構成員に異動がない世帯	左の「支給のお知らせ」対象世帯以外で、交野市が世帯全員の令和5年度住民税の課税状態を確認できた世帯	世帯全員の令和5年度住民税均等割のみ課税世帯となる可能性のある世帯
手続方法	原則、手続き不要	お手元に届く「確認書」（3月中旬以降に順次発送）に必要事項を記入し、添付書類とともに提出。同封の返信用封筒で、郵送による提出にご協力をお願いします。 なお、令和6年5月31日(金)必着でお願いします。	お手元に届く「申請書」（3月中旬以降に順次発送）に必要事項を記入し、添付書類とともに提出。同封の返信用封筒で、郵送による提出にご協力をお願いします。 なお、令和6年5月31日(金)必着でお願いします。
支給時期	3月下旬以降（支給のお知らせに振込日を記載しています）	交野市で確認書を受理後3週間程度で支給予定。 確認書受理後に送付する通知文書でお知らせします。	交野市で申請書を受理後3週間程度で支給予定。 申請書受理後に送付する通知文書でお知らせします。

臨時特別給付金の「振込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!!

ご自宅や職場に、市役所や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、下記の電話や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。